

職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人隊友会(以下「本会」という。)における役員及び事務局長が遂行する基本的な職務及び職務権限を定め、その責任の明確化と業務の効率的執行を図ることを目的とする。

(理事長)

第2条 理事長(代表理事)は、理事会の決定に基づき本会の業務を統轄し、業務執行の最高責任者として本会業務を代表して執行する。

2 理事長の職務権限は、概ね次のとおりとする

- (1) 事業計画の策定及び実施方針に関すること
- (2) 予算の原案を作成すること
- (3) 月次決算及び期末決算に関すること
- (4) 理事会、総会、その他重要な会議に関すること
- (5) 定款、規則等の制定、改廃に関すること
- (6) 監督官庁に対する重要事項の許可・承認・届出・報告に関すること
- (7) 組織及び権限の委任に関すること
- (8) 人事制度、給与制度に関すること
- (9) 職員の任免、休職、復職、異動等に関すること
- (10) 職員の昇給、昇格及び昇任に関すること
- (11) 職員の表彰及び懲戒処分に関すること
- (12) 役員等の出張及び職員の国外出張に関すること。
- (13) 重要な契約の締結に関すること。
- (14) 重要な財産の取得、賃貸借及び処分に関すること
- (15) 重要な業務の委託又は受託に関すること

- (16) 取引金融機関の決定又は変更に関する事
- (17) 事業資金の借入又は償還に関する事
- (18) 予備費の使用に関する事
- (19) 予算の流用に関する事
- (20) 訴訟行為・損害賠償等に関する事
- (21) 労働契約に関する事
- (22) 登記に関する事
- (23) 寄附金の受入に関する事
- (24) 寄附金の執行に関する事
- (25) 交際費の執行に関する事
- (26) 慶弔費の執行に関する事
- (27) 動産の賃貸借に関する事
- (28) 情報公開に関する事
- (29) その他定款に定める下記の事項及び本会の重要事項に関する事
 - ア 会員の入会の承認
 - イ 会員を除名したときの当該会員に対する除名の通知
 - ウ 会長、顧問、相談役の委嘱及び諮問
 - エ 総会の招集
 - オ 理事会の招集及び議長としての主宰
 - カ 臨時理事会の開催
 - キ 財産の管理・運用
 - ク 県隊友会から推薦された県隊友会長の承認

(常務理事)

第3条 常務理事（業務執行理事）は、理事長を補佐し、本会の業務を部門別に分担執行する。各常務理事の分担する区分所掌業務は別紙のとおりとし、所掌は理事会において決定する。

2 理事長に事故があるとき又は欠けたときの定款第28条第2項に規定する職務を代行する理事、定款第39条第1項に規定する理事会を招集する理事

及び同第40条に規定する理事会の議長に当たる理事を、総務担当常務理事とする。

(事務局長)

第4条 事務局長は、理事長の命に従い、次の職務について理事長を補佐するものとする。

- (1) 事業計画案・業務の運営実施・事業報告に関する事
- (2) 総会、理事会及び本部会その他諸会議等の計画実施に関する事
- (3) 定款の改正、その他諸規則の制定及び改廃の業務処理に関する事
- (4) 1件当たりの金額が3,000万円未満の収入、給料手当等の人件費及び500万円未満の支出予算の執行に関する事
- (5) 事務局の組織に関する事
- (6) 職員の業務上の指導及び監督に関する事
- (7) 職員の人事、勤務、服務、表彰・懲戒、安全・災害補償、福利厚生、防災管理の業務処理に関する事
- (8) 職員の給与、保健・衛生の業務処理に関する事
- (9) その他理事長が指示する事項

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、職務権限に関して必要な事項は、理事長が定める。

附則

- 1 この規程は、本会の設立登記のあった日(平成23年4月1日)から施行する。
- 2 別紙(第3条関係)の改正は、平成26年3月27日から適用する。

別紙

(第3条関係)

常務理事及び常務執行役の所掌分担表 改正案

区 分	所掌主要業務	常務理事	常務執行役	
			正	副
総 務	1 事業計画及び事業報告 2 定款、規則及び会員名簿 3 諸会議の実施 4 役員、執行役及び職員人事 5 内閣府・防衛省・自衛隊との連絡 6 防衛省等諸官庁関連業務 7 協力諸団体との連絡等 8 政策提言書の作成 9 他に属さない事業			
財 務	1 収支予算及び決算 2 資産の管理及び会計 3 予算執行の基本 4 会費・寄付金・助成金等			
事 業	1 事業の運営(事業の準備・検討) 2 事業内容の精査 3 会員の福祉厚生			
広 報	1 広報(ホームページ含む。) 2 隊友、ディフェンス、防衛開眼 3 防衛セミナー、講演会 4 情報公開、個人情報保護			
研 究	隊友会の諸問題の研究			
その他	年度の特性に応じて定める。			